厚生労働省

岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表令和7年10月24日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局労働基準部賃金室

室 長 髙橋 功一室長補佐 小田島 学

電話 019-604-3008

岩手地方最低賃金審議会の要望に係る岩手県知事への要請

岩手労働局長 白石 好春 は、令和7年8月28日に岩手地方最低賃金審議会の答申における岩手県への要望事項について、岩手県知事宛ての要請文を手交して、要請を行います。

岩手県最低賃金は、令和7年12月1日から現行の時間額952円から79円引上げ、時間額1,031円に改正されますが、大幅な最低賃金引上げに対応する中小企業・小規模事業者においては、賃上げ原資の確保に必要な価格転嫁や、生産性向上のための設備投資など諸課題への対応が引き続き必要なことから、岩手地方最低賃金審議会の答申文(別添写し参照)において、政府及び岩手県に対する各種支援策拡充等の要望が盛り込まれています。

岩手労働局では、中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」の活用促進を図っており、岩手県も独自の賃上げ支援策に取組んでいただいておりますが、引き続き岩手県と連携した各種支援策に取組むことが重要と考えておりますので、岩手地方最低賃金審議会の答申文に盛り込まれた要望事項を岩手県知事へ要請し、岩手県と一体となって各種支援策に取組んでまいります。

日 時:令和7年10月27日(月)16時45分~

場 所:岩手県議会 議会棟3階第1会議室 対応者:岩手県 箱石商工労働観光部長

下川定住推進・雇用労働室長

労働局 白石岩手労働局長 小川労働基準部長

令和7年8月28日

岩 手 労 働 局 長 白石 好春 殿

岩手地方最低賃金審議会 会 長 齋藤 信之

岩手県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月15日付け岩労発基0715第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和5年10月4日発効の岩手県最低賃金(時間額893円)は令和5年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

岩手県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 岩手県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,031円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日
- 7 行政機関への要望
- (1)政府に対して

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太の方針 2025)で示された、目安額を超える最低賃金引上げが行われた地域に対する重点的な支援等の具体的内容を明確にするとともに、確実に実行に移すこと。

また、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

- ア 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。
- イ 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。
- ウ 価格転嫁対策については、改正下請法(令和8年1月1日施行)の下、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請けGメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。
- エ 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や 社会保険制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の 壁」が人手不足を深刻化させていることから、抜本的な制 度改革に着手するとともに、被用者保険の適用拡大等の見 直しを確実に実施すること。
- オ 中長期的な対策を実行するために、単年度予算による補助金等の施策のみならず、基金化等を活用した複数年度にまたがる継続的な支援策を講じること。

(2)岩手県に対して
(1)による政府要望の趣旨を踏まえ、県としても地域の
実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助
成金申請に要する経費の支援など賃上げ環境を整備するき
め細やかな助成制度の整備を図ること。

岩手県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(1)件 名 岩手県最低賃金

(2)最低賃金額 時間額893円

(3) 発 効 日 令和5年10月4日

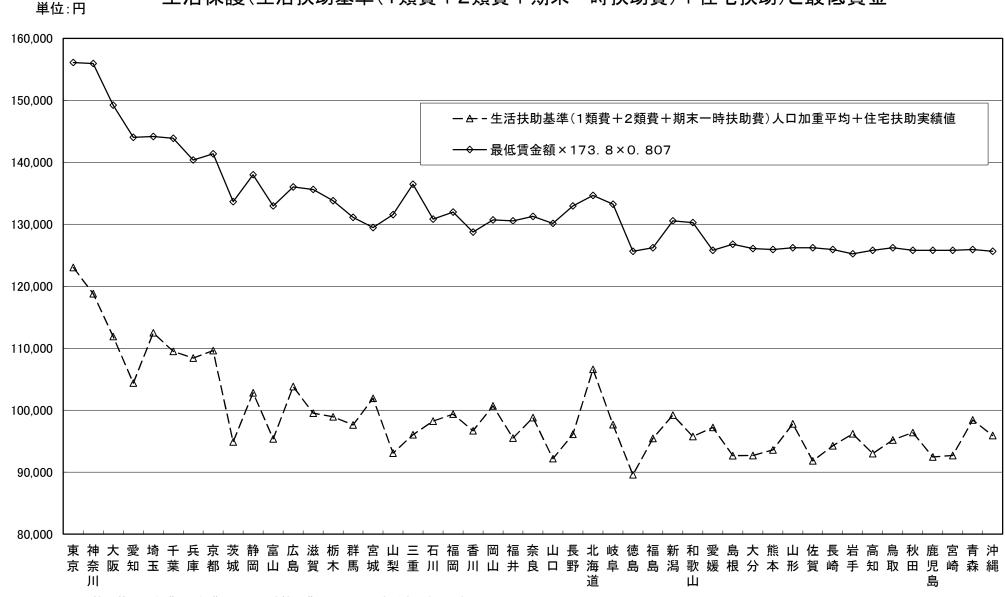
- 2 生活保護水準
- (1)比較対象者18~19歳・単身世帯者
- (2)対象年度 令和5年度
- (3)生活保護水準(令和5年度)生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の岩手県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(95,899円)。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について 上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記 2の(3)に掲げる金額を比較すると岩手県最低賃金が下回 っているとは認められなかった。

(註)1箇月換算額

893円(岩手県最低賃金)×173.8(1箇月平均法 定労働時間数)×0.807(可処分所得の総所得に対する 比率)=125,249円

令和7年7月22日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会資料2に示された比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



- 注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
- 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
- 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。
- 注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。